



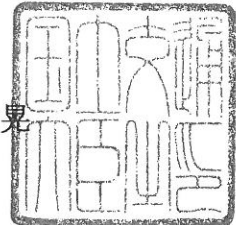
# 認 定 書

国住指第3363号  
平成16年2月12日

日本ケイソウ土建材株式会社  
代表取締役 田畑恵美 様

国土交通大臣

石原 伸晃



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第九号及び同法施行令第108条の2（不燃材料）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

### 1. 認定番号

NM-0691

### 2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

白セメント・消石灰混入けい藻土塗装／基材（不燃材料（金属板を除く））

### 3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

1. 材料名：

白セメント・消石灰混入けい藻土塗装／基材（不燃材料（金属板を除く））

2. 申請仕様の形状・寸法等：

- (1) 形状：平板
- (2) 表面の形状：平滑
- (3) 厚さ：3.0 (+0.5) mm以下
- (4) 質量：2.99kg/m<sup>2</sup> (±10%) 以下
- (5) かさ比重：0.99

3. 申請仕様の材料構成：

(1) 白セメント・消石灰混入けい藻土塗料：

厚さ3.0 (+0.5mm) 以下、固形量2.99kg/m<sup>2</sup> (±10%) 以下（有機質量106.6g/m<sup>2</sup> 以下）

・上塗り：

厚さ2 (+0.3) mm以下、固形量1.82kg/m<sup>2</sup> (±10%) 以下（有機質量36.4g/m<sup>2</sup> 以下）

・下塗り：

厚さ1 (+0.2) mm以下、固形量1.17kg/m<sup>2</sup> (±10%) 以下（有機質量70.2g/m<sup>2</sup> 以下）

(基材)

建築基準法第2条第九号に適合するものとして、国土交通大臣が指定もしくは認定した不燃材料のうち、金属板及び化粧を施したものを除くもの。

4. 申請仕様の断面図：

申請仕様の断面図を図1に示す。

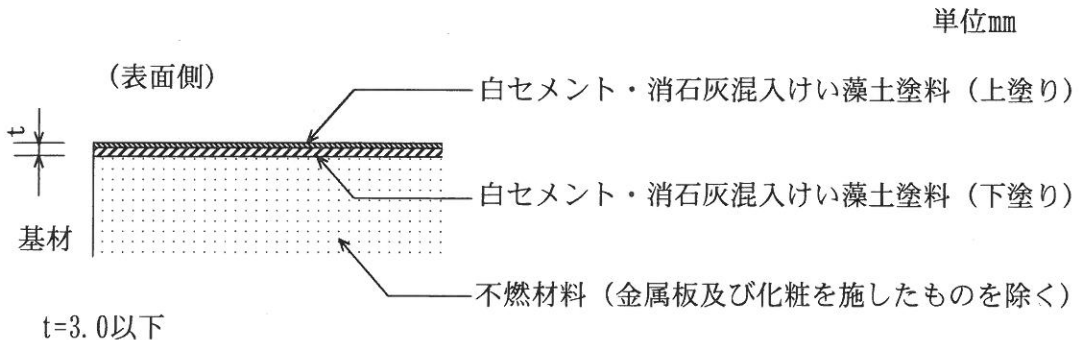


図1 断面図